

日時:

平成18年5月16日(火曜日) 午前10時～午後12時00分まで

場所:

県庁本館 4A会議室

出席者:

[委員] 江南委員・川端委員・川浜委員・北村委員・小寺委員・中委員・中田委員・中谷委員・西尾委員・畑野委員・見上委員

[県] 中村県民文化生活部長・畑県民生活課長・石河消費生活センター所長・酒井次長・水野課長補佐・萩原主査・中島主任主事

## 議題

### 滋賀県消費者基本計画(案)に対する県民政策コメント制度の実施結果について

会長

どうもおはようございます。

2月に基本計画についての審議を賜って、県民コメントをいただいて、その途中経過での審議ということであり、それを受けて忌憚のないご意見をいただければと思っているので、よろしくお願いしたい。

それでは議題となっている滋賀県消費者基本計画案に対して、県民政策コメント制度の実施結果についてということである。いろいろな回答があったようであり、それについてのご審議をお願いしたい。

ではまず、計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)[資料1、2]

会長

いま一番最後に、スケジュールが言われたが、重要な事項であるから県議会の議決事項となるかどうか、まだ決まっていないのか。感触としてはどのように考えているのか。

事務局

昨年度、条例を改正するときに計画案をつくるということも頭に入れながら、議会にも計画をつくるという形で説明をさせていただいて、昨年時点では議決事項にはならないということで、一定は了解されているが、計画が年度を越えてつくることになったので、今回改めて説明させていただいた。パブリックコメントもすでに行っており、議会への説明で了解いただけるのではないかと事務的には思っている。

会長

もう1点。当面調整という話しは、1次は当然されている。今後、修正が出た場合に、大幅に影響があるような議論にはならないと考えているということで、よろしいか。

住民参加でパブリックコメントを持った場合に、一番危機感を持つのが議会で、議会が関与してくるというのはいり得る。

それでは中身について、今の話から、この審議会で計画案について具体的な意見交換をする本格的な機会は、今日が最後ということと考えている。ということなので、計画案について、先ほどのパブリックコメントとその他の意見を念頭において、ご審議をいただきたい。

とりあえずどこからでもけっこうなのだが、事務局のご説明、修正についてのお話を含めてご質問等あれば、お出しいただければいいかと思う。半角を全角にせよというのは、そのとおりであり、恐縮する。意見等よろしくお願いしたい。

委員

ちょっと「てにをは」みたいになるが、この案の11ページのオのところ、防犯・防災と共同した「くらし安全・安心」、「共同で」とか「共同の」とかいうのではなくて、「共同した」か。

- 会長 この「防犯・防災」というのは、防犯・防災という機関というニュアンスか。それとも、防犯・防災という行政の内容を言うのか。
- 事務局 私どもの所属で防犯をやっており、別の所属で防災をやっている。  
同じ部局のなかで事務をしている関係で、いわゆる消費生活と防犯と防災。より県民生活の部分で非常に重要だということで、一体的にやらせていただきたいという思いをしている。  
おっしゃるとおり「共同した」がいいのか「共同の」という話につきましては、考えさせていただきたい。
- 委員 第7章の「実効性の確保」というタイトルだけれども、実効性の確保というと、裁判手続きであったり、あるいはもう少し計画をかなり確実に遂行するような体制とか、そういうものを頭のなかに描く。  
ここは審議会を開いたり、あるいは点検・評価をするということなので、いわゆる一般的な実効性の確保というイメージと少しずれるような気がする。他に何かタイトルはないか。
- 会長 実効性の確保というのは、強制執行であったり、サンクション(制裁)をどうするかとか、そういう話になるので、あまりイメージがよくないというはある。  
ここでは、心構えと、この計画を実施するときの考え方の基本みたいなことを言っているわけではない。そうすると、本計画目標の実現のための、いろいろ書いていないことを総論的に少し引き取って書いている感じがする。計画目標の実現のためにとか、そんなことで受けるのか。
- 委員 計画の推進とかアイデアかもしれない。
- 会長 計画の推進、計画目標の実現、そういうことになるか。
- 委員 多分もともとは、こういった計画を立てたあとに、それを監査というときに二つあって、実際型の監査と、そのあともう一度制度を点検するときの監査で、もともともこういったシステムを作ったときのアメリカかヨーロッパ系の人たちに、そういった表現があったのではないかと思う。要するに、これは制度の点検という意味において、確保のことを言っているわけである。だから、ややこしい。  
これは、再チェックをやってあげるといことなので。だから、実効性の確保という言葉で、誤りというわけではないと思う。ただ、はっきりした言葉が何かつながっていない。
- 会長 この文章の2番目の、点検・評価ということに重点があるのか。
- 事務局 この第7章、実効性の確保という部分をつくらせていただいたのは、国の計画とだいたい流れが同じで、国の計画では実効性の確保という考え方をしている。県が独断でやるのではなくて、審議会なり県民の方々の意見を聞くなり、施策評価をするなり、県が自分でチェックして、自分で判断をして評価をするのではなくて、外からの評価もきちんとしていただくということで、書かせていただいた。  
一般的に、国の計画に非常に似た形の作り方をさせていただいているので、そのなかで実効性の確保という使い方がされている。
- 委員 国でも、要するに、その最後の制度の事後監査のことを実効性の確保と呼んでいる。
- 委員 多分そうだと思う。用語としては、いわゆるエンフォースメントというような用語の広い枠組みのなかで翻訳すると、こういうふうになるかなと思うが。  
実効性の確保というのは、かなり強制力を伴うという理解なのだが、先ほどの議論をまとめた、計画の推進点検とか、端的にその中身をあらわしたほうが適切ではないのだと思う。
- 委員 点検だったら、要するに自己点検の意味が強く、でもそうではなくて第三者チェックも入った、要するに制度全体の監査の意味のニュアンスを実効性の確保と呼んでいたということ。
- 事務局 当然、この計画については、1年たてば審議会に、どういう形のものできたかを報告させていただき、またご意見をいただいて修正すべきものは修正させていただく。施策のなかで直していくものは直していかないといけないというかたちになると思う。
- 会長 計画の策定段階が第一段に書いている。それから二段目が計画の効果的な推進ということで、

次に実施事業状況の把握と点検・評価ということが書いてある。それから、見直しがある。

だから、策定の段階と点検評価、見直しということを組み合わせて、全体的に実効性の確保だということになっている。

点検・評価する主体は、これはもともとこの本審議会だという位置付けだったのか。第三者機関を入れるとか、別の点検対象に入れるとか、そういう話は、あまり予定していないのか。

事務局 審議会は、計画の策定に関与いただいております、そちらに報告させていただき、ご意見をいただくということになる。

会長 この計画は、県の施策評価の対象となるのか。

事務局 事業として施策となるので、当然対象になる。

会長 両方入るといふこと。点検・評価の主体の制度としては、この2点だといふ話。その結果については、審議会でも見るし、ホームページ等によって公開するといふ話。そんなところになる。

委員 いまの意見を聞いていて、PDCA、計画、行動、チェック、見直しといふことは、けっこうどの場面でも評価判断され、最後に見直しされている。提案として、県民としての一般的なことを、ちょっと横に付け加えてもらうだけで分かりやすくなる。ただ、作ってそのままではないといふことが、円になったほうが分かりやすい気がする。

会長 この下の表に流れは書いてあるが、質的に何をやるかといふこと。ここで意見を聞いて、ここでチェックをしてといふふうには、パッと見にわかりにくいといふことだろうと思う。正確に書いてある。県民政策コメントにより基本計画策定。それはそうなのだけれども、意見を聞いてチェックをして見直してといふ、一般用語に変換されていないといふことだと思ふ。  
それが出てくれば、こういうことをやることによつて、全体としての実効性の確保といふことになるのだといふことがわかる。だから、内部的正確さと外部的なアピール度の矛盾みたいな話になるが。

委員 見直して、また戻る。

会長 だから公表してから、それが反映されるといふところが抜けているといふ指摘である。

事務局 施策としては、たしかにPDCAを回すといふのが政策評価の基本であり、当然だといふふうに乗っている。

委員 難しい言葉なので、2月のこの審議会のときに、自己責任に基づいた行動を取るといふことも、定義がすごくあいまいだといふ意見を、どなたかがおっしゃったと思ふ。  
3ページのところの、消費者を取り巻く状況の、自己責任の定義だけ守るといふのは、これ何だと思ふ。自己責任の前にある、消費者自ら積極的に情報を収集し、合理的に判断するといふところまでが、もう本来の自己責任にかかるといふ解釈になるのか。

会長 「消費者自ら積極的に情報を収集し、合理的に判断するといふ自己責任」、これが自己責任の定義だろう。

委員 最終的には合理的に判断、自分の責任に返ってくるのですよといふところの定義が、すごくあいまいだと思ふ。

会長 いまの問題は、根幹にかかわる問題なので、少しはっきりさせておかないといけないと思ふ。この定義は、それ自体はいいが、全部の場合に、このページで全部切り取ることができるのか。あるいは、説明することができるのかとなると、いわゆるそうでないものも当然ありそうである。これだけを全面的に出すと、県が消費生活にかかわることも必要ないのではないかといふ話になってしまうおそれもある。

事務局 消費者の自己責任の部分については、いろいろな解釈があると思ふ。また、その方の能力なり年齢なり、それぞれに応じて変わってくるのだろうが、その方が最大限の努力はしていただくといふことが基本だと思ふ。

各主体の責務を規定しており、消費者の責務といふかたちで書かせていただくことが、ひとつの

自己責任になると思う。

自己責任だけが一人歩きしてしまうと困るという考え方もあるが、すべての方が同じ自己責任に基づく判断というのはできないと思うので、そこについては当然、行政が関与する部分もでてる。

消費者の自己責任だったら、それこそ行政が関与しなくてもいいという、言い方はあるけれども、人間の知識や情報量というのは限られているので、行政としては、情報をどんどん出していくことが責務となるし、一定の場合については、県としての関与をする必要があると思う。

委員

その定義だけを言えば、積極的に情報を収集し、合理的に判断するということは、自己決定のプロセスになる。自己決定のプロセスが確保されなければいけない。だからそこでは、情報を収集し、合理的な判断をすることができるようにしないといけないので、環境整備もきちんとしないといけない。だから、その環境整備のなかでは、正しい情報がきちんと提供される環境があって、それを容易に消費者がチェックできるという。それが自己決定をするプロセスということになる。

自己責任というのは、またそのあとに付くという話になる。その自己決定のプロセスが確保されたあとに、それに対応したかたちで、その決定のリスクが自己責任だという理解になる。そういう社会にわれわれは変えていくのだと。そのような考え方が、おそらくここでは主になっているのだろう。

ただもちろん、数行のなかで書くわけだから、その解釈がどちらに重点を置くか。自己責任のほうを広げてしまって、何でもかんでも自己責任というようなことになってしまっただけは困る。これはもう審議会で議論したことだと思う。

それがうまく表現されているかどうかということについては、文章表現その他を考えるにしても、基本的な発想は、最初に述べたような、自己決定のプロセスがちゃんと確保されている。そういうもつで自己責任が負わされるというようなかたちで、もちろん自己決定のプロセスが十全に確保できない場合には、行政が介入したり、あるいは事後的な救済を行う。あるいは、そのための法整備を高くするというところは、この審議会の議論のなかでは上程されていたと思う。

会長

いまの話を前提にすると、この段落の表現もこれでいいのか。

委員

一つ抜けているのは、そういう情報がきちんと提供されるということだろう。

会長

自己責任を本当にするためには、環境整備もいるのだということが抜けていると。

委員

情報だけの問題ではなくて、自己責任の前に、社会のなかでとなっている。これは責任を負うかどうかではなくて、結局、消費者は、否応なく自らその選択を決定せざるを得ない状況になりますよということが、この社会のなかで、そういうところが出てくる。

となれば、そのような消費者が適正に決定を行えるように、積極的に情報を収集し、合理的な判断をするような状況に置かれるような施策が必要であるというのが、これが自己責任原則と介入とのバランスとなる。

自己責任と言いつつも、基本的に多くの点で消費者に対する支援対策があるのは、責任だけを強調すると制度の部分とそぐわないというのがある。社会のなかだったら、まずそのなかで決定せざるを得ないというときは、自分のおこなった決定が責任を負う。自己責任をするためには、合理的な判断をできるような環境にあってこそが前提となる。

委員

やはり自己責任のところを強調するというのであれば、「行動を取ることも求められています」とかにするのか。

事務局

県としては、消費者が合理的な判断をされるための、県としてなり、行政として、施策を展開をさせていただくための前段における言葉である。

委員

いまの意見をいろいろ聞いていて、第3章の消費者を取り巻く大きな状況が書かれているのだというニュアンスでとらえたら、あまりこだわる必要はないのかなとも思う。

会長

重要な指摘で、あらためて構造とかを再確認することもできた。ただ、読み方としては、自己責任がここにきて、これが全体の総論的なことを確認しているのだというふうに読んでしまうと、当然の疑問になる。

できるだけ誤解を与えないような表現にしたほうがいいのではないかとということで、文言等が修

正できるのであればお願いします。

委員 専門的な用語を説明したほうがいい。また、いろいろな相談を受ける立場から、キャッシングもクレジットも結局、借金だけれども、そういうことがわからない若者も年寄りもたくさんいるし、併せて契約というのわからない人もいる。わからないなりに何か契約している人もたくさんいるので、そういう人にクーリングオフや特商法の禁止行為などが理解されるよう計画に盛り込めたらと思う。また、クレジット会社の加盟店管理や違反した会社の公表規定、公益通報者制度による通報者の保護なども盛り込まれたらいいと感じた。

会長 具体的に制度として、考えないといけないようなことではないのか。少しご勉強いただければありがたい。ただ、いまの時点で、その対象のなかに入るかどうかは何とも言えない。ご検討いただければということになるかと思う。

委員 併せて消費者契約法や特商法のこと、県民に、わかりやすい調べ方を考えたほうがいいのかと相談を受けていると思うことがある。

会長 いろいろなトラブルが、いろいろな形で出て、それに対応する新しい制度ができるけれども、全体としてどういう救済があるのかと考えた場合、けっこう専門家でないとわからない。例えば、クーリングオフという基本的な手段があり、こんなものについては簡単に対応できますよと。しかし、こういう特殊なややこしい話は、こういう制度を使わないとわかりませんよとか、専門家に聞いてもらわないとどうしようもないですよとか、そういうものがあればいいなと思う。  
それはただ、契約関係は別個に啓発の手段として持っていただくことになるのかなということ。少しご検討いただければありがたいなと思う。

事務局 クーリングオフもご存じのとおり、期間によったり、ものによって一律にできない部分があるので、一番いいのは、そういった場合にも困られれば、消費生活センターなり、そういう機関に行って、まずご相談されたらどうですかという形で、いまのところは啓発をさせていただいている。  
その他に県のホームページでは、具体的に例示的な説明をさせていただくというような形で、情報を入れさせていただいている。

次々に新しいものが出てくるので、計画に記載して、5年間固定してしまうと、時代遅れになり、新たな詐欺まがいの手口が出てきたときには対応できないということにもなりかねないので、その部分については、これからの啓発のなかで対応させていただいたほうが、よりよいのかなと思う。

それともう1点、公益通報者の保護を、この計画のなかでというお話だが、もともと公益通報者制度というのは、非常に消費者にとっていい制度である。ただ、それは通報した労働者を守るという意味で、もともとのスタートをされていた経過がある。だから、その部分について消費者の計画のなかで拾い上げていけるのか、どうか。

逆に言えば、例えば県であれば、職員が内部告発したときの守るための体制というものを、職員課が設けるということになるだろうし、企業は企業のなかでやっていただくということになると思うので、計画のなかで取り上げても、何をやるのだという話になってくると、直接対応できない部分がでてくる。公益通報者制度について、消費者の計画で対応するのは難しいと考えている。

委員 消費者が消費の関係で情報をどこかに出すときは、県なら県の消費生活センターに、こんなことがあると消費者としての通報なので、何も公益通報者のシステムに行く必要がないという話になる。そのあとは内部の話で、それは内部で考えてもらうしかないだろう。そういう組織ごとに考えてもらうしかないだろうということになっている。

事務局 消費者から相談があった場合については、当然、県の職員としての守秘義務があるので、特定の企業の云々という話ではなくて、一般論としてお聞きするという話になると思う。

委員 この生活情報のなかで国際的な連携の確保というような項目は、入れなくて良かったのか。

会長 国際的な連携の確保について、いらないとまで言い切るわけにはいかないと思うが、実はあまり書かれていない。これは、条例のときにそういう議論を1回やった記憶がある。やはり製造物なんかの問題を追いかけていくと、日本国内にはとどまらない現実が出て、ではどこまで書くのかという点と滋賀県が何ができるかという話とのバランスだろうと思う。

- 事務局 そのあたりについては、国民生活センター、内閣府、経産省など国との関係があるので、そういったなかでの要望事項、お互いの情報の共有化のなかで出させていただきたい。  
例えば滋賀県に1件しかなくても、全国で何件もあれば、当然、国としての対応をする必要があると思うので、そこは連携のなかで対応させていただかざるを得ないのかなと思う。
- 委員 まず22ページ、23ページ。関係のあるページなのだけれども、図がちょっと見づらいのではないかなということ。特に文字サイズが小さいということと、上のほうの黒枠のところ、文字が隠れている。  
あと3ページの一番下のところで、「偽装していた事件など企業に対する消費者の信頼を裏切る不祥事が続発し」ということで、この企業に対する言葉の点、何に対してなのかということ。  
その行がちょっとおかしいかなと思ったので、この「企業に対する」というのを、「一部企業から」という表現にするか、もしくは「企業に対する消費者の信頼が損なわれ」というかたちで見直されてはどうか。ちょっとそのへんが気になった。
- 会長 企業一般ではなくて、信頼を裏切る、不祥事を起こしての一部企業だということがわかるようにしたほうがいいと。
- 委員 一部企業が企業に対するなので、「企業が」でもいいけれども、「企業に対する」の「対す」というのがちょっとどうかと思った。
- 会長 「一部企業が消費者の信頼を裏切る不祥事を相次いで起こし」というような表現のほうがいいのだろうか。
- 委員 ニュンスはそうなる。普通だったら大手は信頼しているものだと思っていたはずなのに、その信頼が裏切られたから企業に対して消費者の信頼を裏切るとなっている。やらないと思っていた一流企業の代表例が裏切ったということ。  
ことで信頼感が消えているから、その信頼感をどうつなぐかというのが問題になる。信頼がないと消費者は承知できないわけなので、その信頼を回復するための接点というのは、重要な意味を持つ。
- 委員 それに加えて、商品・サービスのなかで、昨年のアスベストの問題とか、そういう生活に対する安全ということも含めてはどうか。
- 会長 そこを言うと、その商品などの検査体制が民間に委ねられている。このシステムは、すべての工業製品に対して、そういうシステムだと。それは、そういう優良な企業は、ちゃんとしたことをやるという前提で一定の検査を受けなければ、あとはもう自由にやっていい。内部的に規律できるのだからという発想を前提にしてきた。  
かなり信頼できる検査機関があったはずなのだが、そういうところのシステムが実は機能していない。そこは、ご指摘のとおりすごく大きい問題である。だから、システム上の問題であり、基本設計が実は揺らいだ。それに対する手当が充分なされているかどうかというのを、非常に疑問に思っている。だから、今回の計画のなかで、直ちにそれを入れなければいけないのかどうかは、ちょっとわからない。でも、すごく根本的な検査システムとかチェックシステムの問題点というのは、やはりあるのではないかなと思う。
- 事務局 相談の分類上は、商品とサービスという形のとらえ方をしており、商品分類の中では、土地、建物、設備などは、商品という扱いで処理されていた。  
そこに耐震偽装も書き出すと、その他のいろいろな問題も触れていく必要が出てくる。
- 委員 従前の事前規制から事後規制にして、検査体制も、民間移譲していくという、システムを持ってきた。  
それで、何年かずっと動いてきたのだけれども、実はそれが機能していなかったところが問題点。消費者を取り巻く状況のなかで、見過ごすことができない問題ではないか。耐震偽装は例外ではないという意識を持っている。それは今回の計画のなかでは、実は正面切って取り上げられていないところではないかなと思う。

- 会長           あとでそれを引き取るような仕組みが、この計画にあるのであれば、ここはそういうふうを書いておいたほうがいいということもある。対応することもないのだから、例示的に出すとしたら、この程度ということになっている。
- ただ、先ほど意見があった企業のところの位置付けのしかたというのは、少し考えていただいたほうがいいと思う。
- 委員           そうした企業に対して、まず法律をきちんと守れというようなところから始めるわけなので、他の企業の分野においても同じように、いままである法律を、どれだけきちんと守っているかという、そこから始めて、信頼を回復していかないといけない。計画ではそういうかたちになるだろうと思う。
- 委員           コンプライアンスと言うときには、たぶん安全性のほうのコンプライアンスも、かなり重点的に入るはずだけれども、このコンプライアンスは、適正化の部分だけになっている。
- 委員           コンプライアンス経営という言葉は、あまり聞かない。あえて使うときは、狭い意味の法例遵守ではなくて、きちんと世間が期待していることをやるということ、企業の良心のようなものを持ってつくっていくというニュアンスを伝えようというふうに使われるようである。
- だから、ここに書いてあるものに対応するものがあるとしたら、もうひとつコンプライアンス部分を、安全な点に入れていくということもあり得るだろうと思った。
- 会長           どこに入れればいいだろう。例えば、先ほどだったら安全。基本方向の3のあたり。安全対策というなかに、概念に当たるのか、例外ということなのか。
- 委員           検査体制とともに、これらの体制に、企業側のほうも自ら、その基本方向に対して協力します。あるいは、率先してやりますということ。
- やはり、企業側の責務としても、こういった予防体制に対して積極的に取り組んでいく。取り組んで、県の協力ということを書いておくというのはあるかもわからない。
- 会長           企業の姿勢の問題として、心構えを越えた部分になるけれども、先ほど言った取引サイクルのなかでの経営、コンプライアンス経営という、書いてある意味ではなくて、質の問題である。商品・サービスの質の問題としてもコンプライアンスの問題があるであろうというのは、一般的な指摘としてあってもいいかなということである。
- 委員           一番大事なのはそういう商品・サービスを消費者に安全に提供する企業の姿勢である。そのためには、関連法令はきちんと遵守するという体制が求められていることは言うまでもない。
- 委員           ここでは、滋賀県を中心とする規制が行われるわけだから、その規制に対する協力。率先した規定の遵守のために、県のできることにには限界があるわけなので、県が施策を実施するに対して、コンプライアンス経営の観点からの協力というか、コンプライアンスの観点から、それを適宜吟味していくということも望まれる。
- 会長           その他お気づきの点は、
- 委員           専門家団体が新年度の方針が出て、地方の自治体と共催で、消費者啓発のための連携をした。そのために予算を付けましょうという流れに変わってきているので、それを入れ込んでいただこうと思うと、この施策の推進のなかに、どこにも合致しない。下の表のなかでは、たぶん消費者啓発、教育などをおこなっている団体のなかに該当するけれども、どこも連携を図るかということになると、金融広報委員会と消費者教育支援センターの2団体しか上がっていないので、等とか何か広く入れていただければ、NACS以外にも、いろんな団体があるし、司法書士会との連携も、広く読み替えていけるような記述をお願いしたい。
- もう1点は、協働による消費者被害の救済のところ、たぶん「等」のなかに入っているのかもしれないが、警察との連携をどうするのかということについて、表にもないし、実際、実務レベルでは情報交換会をされていると伺っているので、そういう専門機関のなかには、当然入ってくるかと思うが、被害救済のためには、そういう機関のことも考えていただければと思う。
- 会長           22ページのほうは、「等」を入れる、23ページのほうは、「等」の中身がわからないということ。入れるとしたら、消費者教育支援センター「等」ということ。それを入れれば、とっかかりが消費者団体側にもできるというようなご指摘である。

- 委員 それと、ウのところでは弁護士会だけでいいのかということは、ちょっと気になる。
- 委員 金融広報委員会が出ているのであれば、なぜうちが出ていないのだろうと、そういう感じに。
- 委員 もう少し一般的な団体があれば、そのほうがいいのではないかと。たしかにNPOとかもあるし、そのようなところで支援にあたるということも、あるというご指摘なのか。
- 会長 より社会的な大きさまたいななかで、こういう順序になっているのか。ただ、するということについては、ぜんぜん違和感がない。
- 事務局 金融広報委員会は、県で事務局を持っており、いま県の消費者関係のトラブル、特に金融とか消費者教育を中心に事業を実施している。その関係で、県とタイアップで仕事を進めているということで、こうして書かせていただいた。  
また、弁護士会との共催でも、現実的に弁護士会にここ何年間、協力いただきながら実施させていただいているのを、具体的な結果として確定的なことを書かせていただいている。  
例えば、今後計画を立てたあとに、実際にそういうことをやりましたというときには、今年度から、ここのご協力をいただきまして、こういう取り組みをはじめましたという形では出せると思うけれども、いまの段階で書ける範囲で書かせていただいた。  
おっしゃるように、枠組みとしては、いろいろな団体からご協力いただくほうが、消費者の立場が非常にいいという意味では、ありがたいと思っている。
- 委員 確かに次の頁には、司法書士会と行政書士会とか書いてあり、バランスが取れるように書いたらよいのではないかと。こだわる必要はないから。
- 委員 教育啓発の計画だというように、実現性のある計画のことからちゃんと書いていかないと。あとで実現性のあることだったら、実現できそうだとということで、その順番で書いたほうがいいと思う。
- 事務局 去年から住宅リフォームの相談も、今年の4月から建築関係との連携の制度は設けたが、計画を作った最初の段階では、なかなかそこまで書けなかったということがある。  
警察については、関係機関のなかに警察も入っている。
- 会長 それはそれで具体的であるという意味なので、そんな書き方だと思う。  
そのほかどこからでも、ご質問等あればどうぞ。  
最初の説明だと、県民から意見を聞くという政策コメントは、もう2回目はやらない。修正案等を出してやるということはないということ。
- 事務局 この後いただいた意見を踏まえて、県としてどうなのかを考え、基本計画をつくらせていただくことになる。あと議会の議論を聞いて、最終意見を集約した計画をつくるという形になると思う。
- 会長 議会にかかると、どういう話になるのか。
- 事務局 議会の議決をとることになれば、議会で一定の経過の報告をさせていただいて、その次の議会で最終の議案を出すということで、少なくとも3カ月なり4カ月かかる。
- 会長 策定日が変わってくる可能性があるということか。
- 事務局 はい。
- 委員 この計画の執行について、行政の責務というところで、ちょっと書かれて、市町の消費生活相談の充実というところでは、具体的に書かれているのかと思うが。  
市町長あたりに、このような条例制定、またはこの計画を策定したという説明をされる予定はあるのか。市町長までなかなか消費生活に関する情報が入っていないと思うので、市町のなかで窓口をもっと充実させて、相談を受けられるような体制を組まないといけないと思う。
- 事務局 具体的には、県の条例をつくらせていただく段階、計画をつくらせていただく段階なりで、説明会を開催したり、パブリックコメントを送付し、ご意見を伺っている。  
また、一昨年まで、特に消費生活相談が多かったということで、特に市町村合併の経過のなかで、少なくとも市には、ぜひとも消費生活相談員を置いてくださいということをお願いしてきた。



現在、県が13市13町の大きさになっているが、昨年から13市すべてに消費生活相談員を置いていただき、県のいままでの相談窓口だけではなくて、市の相談窓口も利用していただけるようになった。

それぞれ町域で考えると、どれだけの相談があるのかどうかの問題もでてくる。そうした部分で町の担当者の方がぜひ理解をいただいて、場合によっては県の相談員とともに連携いただくという方法もあるだろうし、逆に言えば、もうやっていたりしている例もある。

例えば、不当請求のはがきが来たときなどは、場合によれば、県のホームページを見ていただくというか、架空請求の事業者のリストもあるので、これなら大丈夫ですよという使い方ができると思うので、習熟度に応じて対応いただければいいのかなと思う。本当なら、全部やっていただきたいけれども、そのへんは首長さんのご判断になると思う。

会長 県と市町の役割分担のところでは一番問題になるのは、市町側にそれだけの体制をとる余裕があるかどうか。この問題の習熟度を深めることができるかどうかであり、やはり県の指導の必要性、もしくは、いろいろな意味での教育あるいは情報を提供することの重要性は、しばらくは変わらないだろう。

委員 市町の責務というところは、書かなくてもいいのか。

会長 第3条で県の責務、第3条2項で、「市町との連携を図るとともに、市町が実施する消費生活の安定等に関する施策について必要な助言および協力を行うものとする」と規定している。また県は、第3条1項で、「消費者の権利の尊重およびその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者施策を推進するものとする」と規定している。やはり県は、市町連携を図って、必要な助言をやりとりするという。だから、市町は、もともとこれに関する責務があるということになる。

委員 県の条例なので、これくらいあっても良い。

事務局 基本法の中では、第4条、地方公共団体の責務というかたちで規定されている。

会長 専門用語でわからないのがあって、あと用語解説がないと読めないというようなものがあるけれども。

委員 できれば用語解説に頼らなくても、その書いた前に少し1行ぐらい説明を付けて、文章のなかでわかるほうが、見やすいのではないか。

事務局 前回報告したときは、その文言の後ろに、解説を付けていたが、県政モニターの意見を聞くと、けっこうそういう言葉が多いので、答申と同じようなかたちで、最終的には最後の頁にまとめさせていただいた。何度も同じ言葉が出てくるので、巻末のほうが使いやすいということで。

委員 内容だけ見ると、探さなければいけない。

委員 日本司法支援センターとか、一般の方が聞かれるのは、法テラスとかいう名前のほうがよく見えていると思うし、まだ始まっていないので、ちょっとこうした言葉は、かなりハードルが高いかもわからない。

委員 SFというのは、何か日本語の略語であった。

会長 催眠商法の略ではない。

委員 一般にSF商法でとっている。

委員 新製品普及会がこうした商法を始めたので、そのローマ字の頭文字を取ってSFと呼ばれている。

会長 その他の用語でも、これからお気づきの点があれば事務局にファックスなどで連絡して、できるだけ分かりやすくしていただきたい。

委員 シックハウス症候群問題などからと書いてある。「など」だけれども、いまアスベストのことが、大きな問題になっている。アスベストも書いたらと思うが。

- 事務局 この部分では、住宅建築、素材などに、天然素材を使っていたという取り組みをやっているということに関してシックハウス症候群を書いた。
- 委員 健康や環境に関連して、アスベストが書けないか。
- 事務局 アスベスト対策として、県の施策が出れば書きやすい。
- 会長 アスベストは、因果関係があることははっきりしているけれども、発病が周知のものであったかとか、追跡が難しいとか、県がどこまで対応できるかという話になるとどうということになるのか。国では、見舞金的な補償を作った。問題があるという指摘は、もっともだが、計画としてこれにどう対応しますかというところまで詰めにくいのではないかと思う。かと言って、これだけ問題があるので、どこかで何か指摘をしたらいいのかと思う。
- 委員 要するに、このアスベストの問題は、いままで事後救済。今後の将来の課題となるアスベストの点検等々ぐらいの話で、そのときにどんな消費者被害があるかというのは、いまの段階ではわからない。ただ、アスベストはやはり大きな問題で、不安の要因になってきたら、安心・安全の頭出しのところに、こんな問題もありますと入れておく程度。
- 会長 対応ができるかどうかということとはともかくとして、問題があるということは、入れておいたらいい。
- 委員 消費者問題としての対応ではなくて、それを越えて、住宅問題があり、消費生活が安全性に対する不安というのは確実なので、そのことは、頭のところで、BESの次に書いてはどうか。
- 会長 現在、中国ではアスベストを規制せず使っている。どんどん増えていっているので、中国製の何かが出てきたときや、中国で生活した場合にという問題が広がってくる。その対策という問題がいっぱい出てくるということはある。これが社会問題になっているということは、少なくとも書いておいたほうがいい。
- 委員 アスベストもBSEもは、いろいろ課題があって問題になって、なぜ日本で規制されていなかったかという。ちょっと考えられない問題がある。考えれば不思議な話。
- 会長 いろいろ意見をいただいたが、事務局でテクニカルに判断いただき、今後どう反映させるかという判断をしていただければと思っている。  
基本計画は、今回、初めて作ったわけだが、一応、審議会としての原案の基本的な審議というものについては、これで終わらせていただければと思っている。  
その他に意見があれば、一週間程度以内に事務局に提出いただきたい。  
それでは前回と今回、2回の審議を終わらせていただく。とりあえず審議は一段落したので、今後の審議会の予定等も、しばらくはないと思う。  
それでは、第38回審議会を終了させていただく。  
どうも、ご審議ありがとうございました。